

令和3年度 財務定期監査（監査対象：都市局）

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 (2) 契約に関する事務 ア 次年度以降にわたる委託契約手続を適正に行うべきもの 令和2年度のキャナルタウン広場・新運河管理業務にかかる委託契約の締結にあたり、委託事務審査委員会議案書の選定理由を「平成30年度の委託事務審査委員会にて承認されたとおり、人員確保や設備投資の面から平成31年度、令和2・3年度の3か年の契約を前提に5社による見積り合わせで同事業者を決定しており、令和2年度業務についても引き続き随意契約を行うものである。」とし、前年度と同一の事業者と単年度の随意契約を締結している。 長期継続契約の対象とならない清掃業務が含まれることから、当該契約は形式的には単年度契約とし、前述の選定理由により随意契約を行っているが、実態的には複数年契約となっているにもかかわらず、債務負担行為による予算措置を行っていない。 (まち再生推進課) 委託事務審査委員会において、複数年の契約を前提に実施した見積り合わせで決定した事業者であることを理由として、翌年度以降、引き続き随意契約の相手先として認めることはできない。 複数年契約が必要であれば、債務負担行為による予算措置を行うべきである。	令和4、5年度の契約については単年度契約を前提に見積り合わせを行い契約済みである。 令和6年度～8年度の契約については債務負担行為による予算措置を行い、複数年契約を令和6年4月1日契約締結した。 (まち再生推進課)	措置済

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
○指摘事項 (4) 財産の管理に関する事務 イ 保管現金・郵便切手類を適正に管理すべきもの （イ）郵便切手類の管理及び取扱い時のチェックを適正に行うべきもの 郵便切手類（タクシーチケット、ＩＣカード、ＥＴＣカード、神戸市バスカード、Ｕラインカード、図書カード等）の取扱いについて、次のような事例があった。 A 物品管理簿が作成されていない事例。 （市バス運輸サービス課） C 使用簿を作成していない事例。 （市バス運輸サービス課） D 使用簿は作成しているが、使用日ごとに使用状況の確認、旅行命令、履行確認決裁を行っていない事例。 （市バス運輸サービス課） E 渡しきりにしており、必要の都度の交付ができていない事例。 （市バス運輸サービス課） 郵便切手類について、現金取扱事務の手引（公金編）では、「郵便切手類は、金銭的価値を有していること等により、盗難や不正使用のリスクが高いことから、金庫等（金庫又は施錠可能な保管場所）に保管したうえで、異動の記録と定期的な点検を行うことで、事故の発生を防止し、万一事故が発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるようにしておく必要があります。ついては、下記の各項目に基づいて取扱ってください。」とされ、適正な保管、適正な在庫の確保、適正な交付、管理簿の作成が求められている。 そして、郵便切手類のうちＥＴＣカードの取扱いについては、「ＥＴＣカードの取扱いについて（通知）」（平成17年9月12日会会第167号行行第57号）により、カードを受け入れた時点	市バスの営業路線において使用するＥＴＣカードの使用状況について、令和6年2月分から使用履歴書に営業所で履行確認を実施することとした。 （市バス運輸サービス課）	措置済

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
で「ETCカード管理簿」を作成し、カード番号を記入（使用者あるいは使用車を特定する場合は、あわせて記入）のうえ、物品管理者の決裁を受けることや、使用後の事務手続として、使用者は「ETCカード使用簿」に使用日及び使用区間を記入し、認印を押印のうえ、運転日報とともに事務担当者へ提出すること等が通知されている。また、ICカードの取扱いについては、「ICカードの取り扱いについて」（行財政局組織制度課）により、カードを受け入れた時点で管理簿を作成し物品管理者の決裁を得ること、使用者は使用簿に記入すること等の管理手順が示されている。 市バス営業路線で使用するETCカードについては、日々の運行で頻回に使用するため、「ETCカード使用簿」の様式による履行確認が馴染まない場合、別途適正な履行確認ができる仕組みの構築が必要である。 物品管理簿及び使用簿を作成して使用状況を把握し、事故の未然防止のため適正にチェック等を行うべきである。		